

国民年金の届出は お忘れなく

国民年金

第1号被保険者

対 象：日本国内に住所を有する農林漁業・自営業の方とその配偶者や学生などの方で20歳以上60歳未満の方。
 手続き：住民登録をしている市町村の国民年金担当課。
 保険料：口座振替や納付案内書を利用して自分で納付します。

●退職し、自営業を営むようになった

●就職した

●第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになった

●配偶者が退職し、自営・学生・無職となった

●配偶者に扶養されなくなった

第2号被保険者

対 象：厚生年金保険の被保険者・共済組合などの組合員。原則として65歳未満。※(注)
 手続き：勤務先で厚生年金保険・共済組合の加入の届出をすれば、自動的に国民年金に加入となります。
 保険料：国民年金の保険料は、厚生年金保険・共済組合の制度全体で負担(基礎年金拠出金として負担)しますので、自分で納める手続きをする必要はありません。

●退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになった

●就職した

第3号被保険者

対 象：第2号被保険者の被扶養配偶者。20歳以上60歳未満。※(注)
 手続き：配偶者の勤務先を通じて社会保険事務所に届出。
 ★配偶者が転職すればその都度手続きが必要です。
 保険料：厚生年金保険・共済組合の制度全体で負担(基礎年金拠出金として負担)しますので、自分で納める手続きをする必要はありません。

※(注) 65歳以上の厚生年金保険の加入者の場合
 厚生年金保険に加入中の場合であっても老齢厚生年金等の受給権を有している65歳以上の方は、国民年金第2号被保険者となりません。その方に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満の方)は国民年金第3号被保険者になりませんので、第1号被保険者の届出を市町村に届け出ることになります。

国民年金保険料納付は「口座振替」が便利です

国民年金保険料は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。また、保険料を「前納」すると割引になります。

●口座振替での19年度分の前納は、3月中に社会保険事務所への事前登録が必要です。3月中に登録が完了するよう、お早めにお申込みください。

●口座振替のお申込みは、米子社会保険事務所、役場(本庁住民生活課および各支所住民課)または金融機関・郵便局で手続きができます。申込用紙に基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳や納付書等で基礎年金番号をご確認のうえ、金融機関届出印をもって手続きをしてください。

問い合わせ先

本庁住民生活課 ☎ 0859 - 54 - 5210
 大山支所住民課 ☎ 0859 - 53 - 3156

中山支所住民課 ☎ 0858 - 58 - 6114
 米子社会保険事務所 ☎ 0859 - 34 - 6111